

閣 副 第 1 0 9 号
府 番 第 3 3 号
総 行 情 第 2 9 号
令 和 2 年 3 月 4 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
(情報政策担当課・市区町村行政担当課扱い)

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室長
内閣府大臣官房番号制度担当室長
総務省大臣官房地域力創造審議官
(公 印 省 略)

地方公共団体におけるオンライン利用促進指針の改訂等について (通知)

地方公共団体における行政手続のオンライン化については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。）第5条第4項の規定により、地方公共団体は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該地方公共団体の情報システムの整備等の必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととされたほか、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定。以下「実行計画」という。）において、地方公共団体におけるデジタル・ガバメントを推進するために国が取り組む地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進を図るための施策が取りまとめられたことを踏まえ、別添のとおり「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」の改訂を行うこととしました。

つきましては、貴職におかれては、特に下記の事項に留意の上、同指針にのっとり、貴団体の行政手続のオンライン化の取組を積極的に実施していただくとともに、貴団体内の市区町村に対して速やかにこの趣旨を周知していただくことと併せて市区町村の行政手続のオンライン化を促進するために必要な助言、支援等を行っていただきますようお願いいたします。

また、同指針は、実行計画「別紙5 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」を所管する省庁と協議の上、作成していることを念のため申し添えます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技

術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進

デジタル手続法により、デジタルファースト原則などデジタル3原則の下、地方公共団体の行政手続のオンライン化が努力義務となったことを踏まえ、地方公共団体においては行政手続のオンライン化に努めること。

2. 汎用的電子申請システムの基盤整備

原則として、全ての市区町村について、マイナポータルの「ぴったりサービス」の活用や情報システムの共同利用を含めて、手続オンライン化のための汎用的電子申請システムの基盤を可能な限り早急に整備するよう努めること。

3. 優先的に取り組むべき手続のオンライン化の推進

実行計画において、地方公共団体が優先的に、かつ、早急にオンライン化を推進すべき手続として、「処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続」及び「住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続」として定められた手続について、積極的にオンライン利用の促進を図ること。

以上

地方公共団体におけるオンライン利用促進指針

平成 30 年 5 月 31 日
令和 2 年 3 月 4 日改訂
内閣官房・内閣府・総務省

これまで、地方公共団体における行政手続のオンライン利用については、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」（平成 30 年 5 月 31 日総務省取りまとめ）において、住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続がオンライン利用促進対象手続として位置付けられ、当該手続について、積極的にオンライン利用の推進に取り組んできた。オンライン利用促進対象手続に係るオンライン利用率は平成 17 年度においては 11.3%であったが、平成 29 年度における利用率は 52.4%となったところである。

こうした中、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 10 条では、地方公共団体を含む行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続について、オンライン利用を原則とすること等（以下「オンライン化原則」という。）が定められたことに加え、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル手続法」という。）第 5 条第 4 項の規定により、地方公共団体は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該地方公共団体の情報システムの整備等の必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととされたところであり、地方公共団体におけるオンライン利用を更に進めていくことが強く期待される。

また、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年 12 月 20 日閣議決定。以下「実行計画」という。）において、地方公共団体が優先的に、かつ、早急に進める行政手続が定められ、内閣官房、内閣府及び総務省が当該手続のオンライン化が促進されるよう地方公共団体に対して支援することとされたところである。

このため、各地方公共団体における申請・届出等手続の更なるオンライン利用の促進に向け、地域の実情等に応じ主体的かつ積極的に取り組まれることを期待し、取組の参考となるよう本指針を定めるものである。

なお、地方公共団体の取組をフォローアップするため、政府において毎年度オンライン利用率の把握を行い公表することとする。

1 基本的な考え方

官民データ活用推進基本法において、オンライン化原則が定められたことを踏まえ、地方公共団体における申請・届出等手続において、更なるオンライン利用の促進に向けた取組を進めていくに当たっては、以下の事項に留意し、具体的施策を講じていくものとする。

なお、各都道府県においては、市区町村の取組を支援するため、適切に助言等を行うことが期待される。

- (1) デジタル手続法により、デジタルファースト原則などデジタル3原則の下、地方公共団体の行政手続のオンライン化が努力義務となったことを踏まえ、地方公共団体においては行政手続のオンライン化に努める。
- (2) 原則として、全ての市区町村について、マイナポータルの「ぴったりサービス」の活用や情報システムの共同利用を含めて、手続オンライン化のための汎用的電子申請システムの基盤を可能な限り早急に整備するよう努める。
- (3) 実行計画において、地方公共団体が優先的に、かつ、早急にオンライン化を推進すべき手続として、「処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続」及び「住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続」として定められた手続（以下「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」という。）について積極的にオンライン利用の促進を図る。
加えて、オンライン化原則の下、これら以外の手続についても、地域の実情等に
応じ、オンライン利用の促進を図る。
- (4) オンライン利用の促進を図るに当たっては、サービスを提供する行政側の視点だけでなく、住民等の利用者の視点に立ち、利便性の向上、オンライン利用メリットの拡大等を進める。
- (5) オンライン利用を進めるに当たっては、あわせて業務フローを検証し、業務改革を進める。
- (6) オンライン利用促進のためには、組織の枠を超えた業務改善等の取組が必要であることから、全庁的な推進体制を構築する。
- (7) オンライン利用による申請等は、実際に住民が利用することではじめて負担軽減等のメリットが生じることから、オンライン利用に関する周知やスムーズに申請等が行えるような取組を行う。

(参考) デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）（抜粋）

別紙5 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

- a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続
- 1) 図書館の図書貸出予約等
 - 2) 文化・スポーツ施設等の利用予約
 - 3) 研修・講習・各種イベント等の申込

- 4) 地方税申告手続 (eLTAX)
- 5) 自動車税環境性能割の申告納付
- 6) 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- 7) 自動車税住所変更届
- 8) 水道使用開始届等
- 9) 港湾関係手続
- 10) 道路占用許可申請等
- 11) 道路使用許可の申請
- 12) 自動車の保管場所証明の申請
- 13) 駐車 of 許可の申請
- 14) 建築確認
- 15) 粗大ごみ収集の申込
- 16) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
- 17) 犬の登録申請、死亡届
- 18) 感染症調査報告
- 19) 職員採用試験申込
- 20) 就業構造基本調査
- 21) 入札参加資格審査申請等
- 22) 入札

b)住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

ア.子育て関係

- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- 2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 3) 氏名変更/住所変更等の届出
- 4) 受給事由消滅の届出
- 5) 未支払の児童手当等の請求
- 6) 児童手当等に係る寄附の申出
- 7) 児童手当に係る寄附変更等の申出
- 8) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- 9) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- 10) 児童手当等の現況届
- 11) 支給認定の申請
- 12) 保育施設等の利用申込
- 13) 保育施設等の現況届
- 14) 児童扶養手当の現況届の事前送信

15) 妊娠の届出

イ. 介護関係

- 1) 要介護・要支援認定の申請
- 2) 要介護・要支援更新認定の申請
- 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 4) 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- 5) 介護保険負担割合証の再交付申請
- 6) 被保険者証の再交付申請
- 7) 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- 8) 介護保険負担限度額認定申請
- 9) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- 10) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

ウ. 被災者支援関係

- 1) 罹災証明書の発行申請
- 2) 応急仮設住宅の入居申請
- 3) 応急修理の実施申請
- 4) 障害物除去の実施申請
- 5) 災害弔慰金の支給申請
- 6) 災害障害見舞金の支給申請
- 7) 災害援護資金の貸付申請

2 「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」の見直し

オンライン利用の進展や地方公共団体における情報基盤の整備等に伴い、住民等のオンライン利用ニーズの高度化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じ、政府において、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」の見直しについて検討する。

3 更なるオンライン利用促進に向け各地方公共団体に取り組む事項

(1) 官民データ活用推進基本計画への位置付け

地方公共団体におけるオンライン利用の推進は、各地方公共団体が、地域の実情等を踏まえ、全庁的、計画的に取り組むべき課題である。

そのため、各地方公共団体は、オンライン利用促進の取組について、その方向性を明確にするとともに、「都道府県官民データ活用推進基本計画」又は「市町村官民データ活用推進基本計画」にオンライン利用推進施策を位置付けた上で推進していくことが望まれる。

当該計画の策定に当たっては、「都道府県官民データ活用推進計画策定の手引」の

送付について」(平成29年10月13日事務連絡、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)及び「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」の送付について」(平成29年10月13日事務連絡、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)における「手続きにおける情報通信の技術の利用等に係る取組(オンライン化原則)」の内容も参考にされたい。

(2) 更なる利用促進に向けた対策内容

オンライン利用を促進していくためには、オンライン利用が進まない要因を排除するとともに、住民にとってのオンライン利用のメリットを拡大していくことが必要であり、各地方公共団体においては、行政運営上支障のない添付書類を独自に求めることを行わない等、地域の実情等を踏まえた対策を実施していくことが求められる。